

意見案第3号

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、第1条で「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」こととしているところである。

また、障害者権利条約は、第20条で「締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる」として、その中に「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」を定めている。

これまで、障がい者施策における「3障がい一元化」が進められ、3障がいの制度格差を解消し、障がい者が地域で暮らせる社会に向けて取組が進められてきたが、「3障がい一元化」が始まってから、既に十数年が経過してもなお、身体障がい者、知的障がい者とは異なり、取組が増加してはいるものの、いまだ多くの公共交通機関において精神障がい者については運賃割引制度が導入されておらず、精神障がい者の自立と社会参加を進める上で大きな支障となっている。

公共交通機関を担う交通事業者等において、障がい、特に精神障がいについての理解、さらには、公共交通機関における運賃割引制度の導入の意義に関して、理解を深めていただくための取組をより一層進める必要がある。

精神障がい者は、精神科病院等への定期的な通院が必要不可欠であり、とりわけ広大な面積を有し、通院に要する距離・時間がかかる本道においては、精神障がい者の御本人・御家族にかかる経済的負担が大きい。

身体障がい者、知的障がい者だけではなく、精神障がい者に対しても、全ての公共交通機関における運賃割引制度の早期の導入が求められている。

本道においては、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」を平成21年に制定し、その第13条では、「道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない」と定めており、これまで道内交通事業者等への継続的な要請活動を行っているところであるが、全国レベルで進めるためには、国におけるより一層の取組が必要である。

よって、国においては、精神障がいを含む障がい者へのより一層の理解促進を図るとともに、精神障がい者の社会参加を促進するため、身体障がい者、知的障がい者を対象に実施している公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も対象とするよう公共交通事業者等に「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する国土交通大臣指示の具体化と促進など、必要な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 富原 亮